

銚子市総合計画

基本構想

(素案)

2018年2月9日

目次

第1部 総論	1
第1章 総合計画の概要.....	1
1. 計画策定の目的.....	1
2. 計画の性格.....	1
3. 計画の構成と期間.....	2
第2章 銚子市の現況～まちづくりの転換期～.....	3
1. 歴史の中のいま.....	3
2. 人口動向.....	3
3. 生活・都市環境の状況.....	7
4. 財政状況の現状と展望.....	10
第3章 まちづくりの課題～自治体の再構築に向けて～.....	15
1. 人口減少・少子高齢社会への対応.....	15
2. 市民生活の実態に即したセーフティ・ネットの構築.....	15
3. 地域経済の活性化.....	16
4. 分断状況の克服.....	16
5. 行財政改革の徹底.....	17
第2部 基本構想	18
第1章 まちづくりの基本方針～未来につなぐ～.....	18
1. 市民自治に基づく「わたしたち」のまちづくり.....	18
2. まちづくりの「ちから」.....	19
3. 「つなぐ」まちづくり.....	20
第2章 まちづくりの視点と方向性～当事者と現場から～.....	22
1. 生活と時間（ライフステージの視点）.....	22
2. 生活と空間（コミュニティの視点）.....	25
3. まちづくりの推進体制・リーディングプラン.....	28

4. 中・長期の成長戦略	30
第3章 銚子市の将来像	31
1. 将来像	31
2. 将来の目標人口	31
3. 土地利用	31
第3部 基本計画	00
第1章 生活と時間（ライフステージの視点） ..	00
1. 生まれる・育つ	00
2. 学ぶ	00
3. 働く	00
4. 老いる・逝く	00
第2章 生活と空間（コミュニティの視点）	00
1. 家庭・近隣	00
2. 学区・生活圏域	00
3. 市域	00
4. 広域連携	00
第3章 行財政運営	00
1. 行政運営	00
2. 財政運営	00
資料編	00

「基本計画」（基本構想の第2章「まちづくりの視点と方向性」に基づく、基本的施策）は、平成30年度に具体的な策定作業を進めます

第1部 総論

第1章 総合計画の概要

1. 計画策定の目的

銚子市では、平成13年3月に「ひとがときめき 海がきらめき 未来輝く都市(まち)」を市の将来像とし、2025年を目標年次とする総合計画「銚子ルネッサンス2025」を策定しました。

しかし、総合計画策定から18年が経過した現在、地方分権の進展や少子高齢社会の進行、東日本大震災を教訓とした防災・減災意識の高まりや新たなエネルギー施策への期待、人口減少に起因する地域経済の低迷など、本市を取り巻く環境は予想を上回る速さで変化しています。

また、行財政運営においても、人口減少に伴う市税や地方交付税の減少に加え、社会保障関係経費の増加や公共施設の老朽化など課題が山積しています。

このような想定を超える人口減少の加速や近年の社会情勢の変化の中で、新たな課題に適切に対応するため、総合計画を全面的に見直し新たに策定することとしました。

策定に当たっては、人口推計や財政見通しなどを的確に捉えた上で、限られた行政資源だけでまちづくりを考えるのではなく、市民や地域団体、民間企業などが持つ様々な「ちから」を掘り起こし「つなぐ」ことにより、大きなまちづくりの「ちから」となって紡がれていくという、新たな視点を持つことが必要です。

以上のような趣旨を踏まえ、銚子市が進むべき今後10年間のまちづくりの方向性を示す指針として策定するものです。

2. 計画の性格

総合計画は、本市のまちづくりの最上位に位置付けられる計画で、次の役割を担います。

①まちづくりを総合的かつ計画的に進めるための指針

個別の計画・施策・事業が、まちづくり全体の中でどこに位置し、いかなる有機的連関によって課題解決につながるかを考える参照点

②市が策定する各種計画や施策の優先順位を明らかにするための指針

優先順位を明らかにしながら、状況に応じた判断と課題解決の可能性を高めるための戦略

③市民とともにまちづくりを推進するための指針

誰がどのように役割を果たしていくべきか、いかなる連携を作り出していくべきか、そのあり方を段階的に考えていきながら、実践と修正を図る契機

3. 計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画および実施計画の三段階で構成します。

計画期間は、基本構想および基本計画は2019年度から2028年度までの10年間とし、基本計画は計画期間の中間年である5年後を目途に、それまでの検証結果を踏まえ、必要に応じ改定を行います。

また、実施計画の計画期間は3年とし、毎年度改定するローリング方式により策定します。

①基本構想とは・・・

まちづくりの基本的指針と市の将来像を示すとともに、それを実現するために必要な施策の大綱を定めたものです。

②基本計画とは・・・

基本構想に掲げる将来像を達成するため、施策の大綱にもとづく基本的な施策を定めたものです。

③実施計画とは・・・

基本計画にもとづく具体的事業に関して定めたものです。

第2章 銚子市の現況～まちづくりの転換期～

1. 歴史の中のいま

明治初期の銚子は、紀州漁民によって開拓された漁港、醤油醸造業、仙台からの海路と利根川舟運との中継などを背景に、千葉県域において最大の人口を有する都市でした。商業機能の集積を背景に、県内外から多くの人々が銚子を訪れ、交流も活発になされていました。

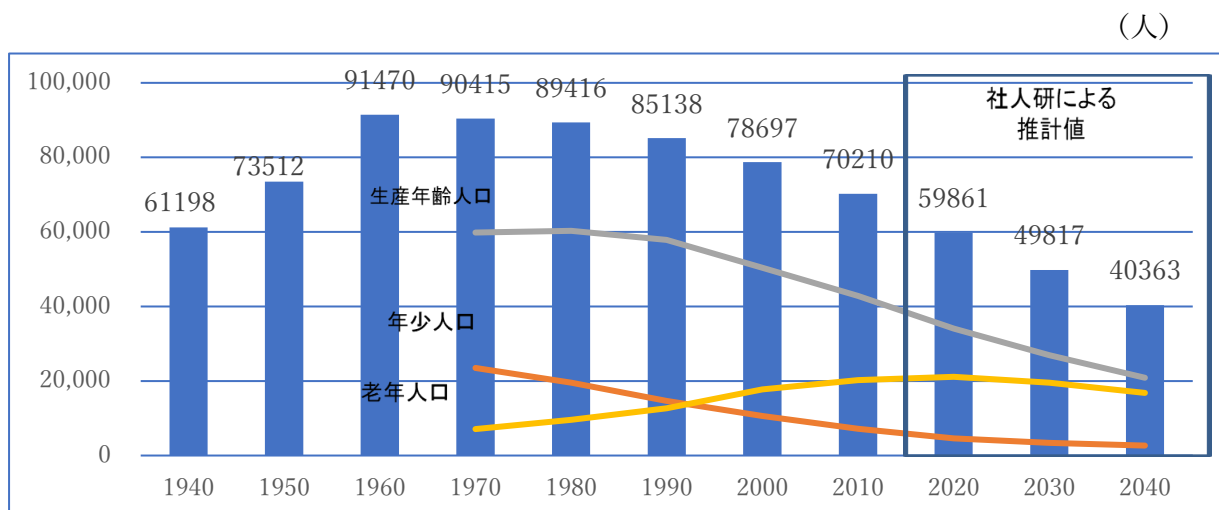
しかし、時代のすう勢とともに、交通の要衝としての地理的優位性は失われ、銚子の中継しない形での、人と物の流れがつかられていきました。それに伴って、江戸と各地との中継地としての役割は終えんに向かい、独自の歩みを進めていくことになりました。とりわけ豊かな自然資源を有する銚子は、産業別の発展を遂げるようになります。

もともと、東京への資源拠出としての発展は、国の地方管理や都心ニーズの動向に左右される側面をもっていることは否めません。また、東京を中心とする交通の利便性から外れた地理的特性は、他地域からの人と物の流入を減少させていくことになりました。こうした要因は、やがて、まちづくりの求心力を低下させることになり、人口の流出や地域経済の停滞の原因となったと言えます。

いまの銚子市は、まちづくりの新たな方向性を明確に見出しえないまま、本格的な人口減少・少子高齢社会という新たな時代に突入していこうとしています。先行き不透明な状況のなか、改めて本市の目指すべき方向性を模索しながら、これからの変化に耐えうるまちづくりをしていくことが喫緊の課題となっています。

2. 人口動向

(1) 総人口、年齢3区分別人口の推移

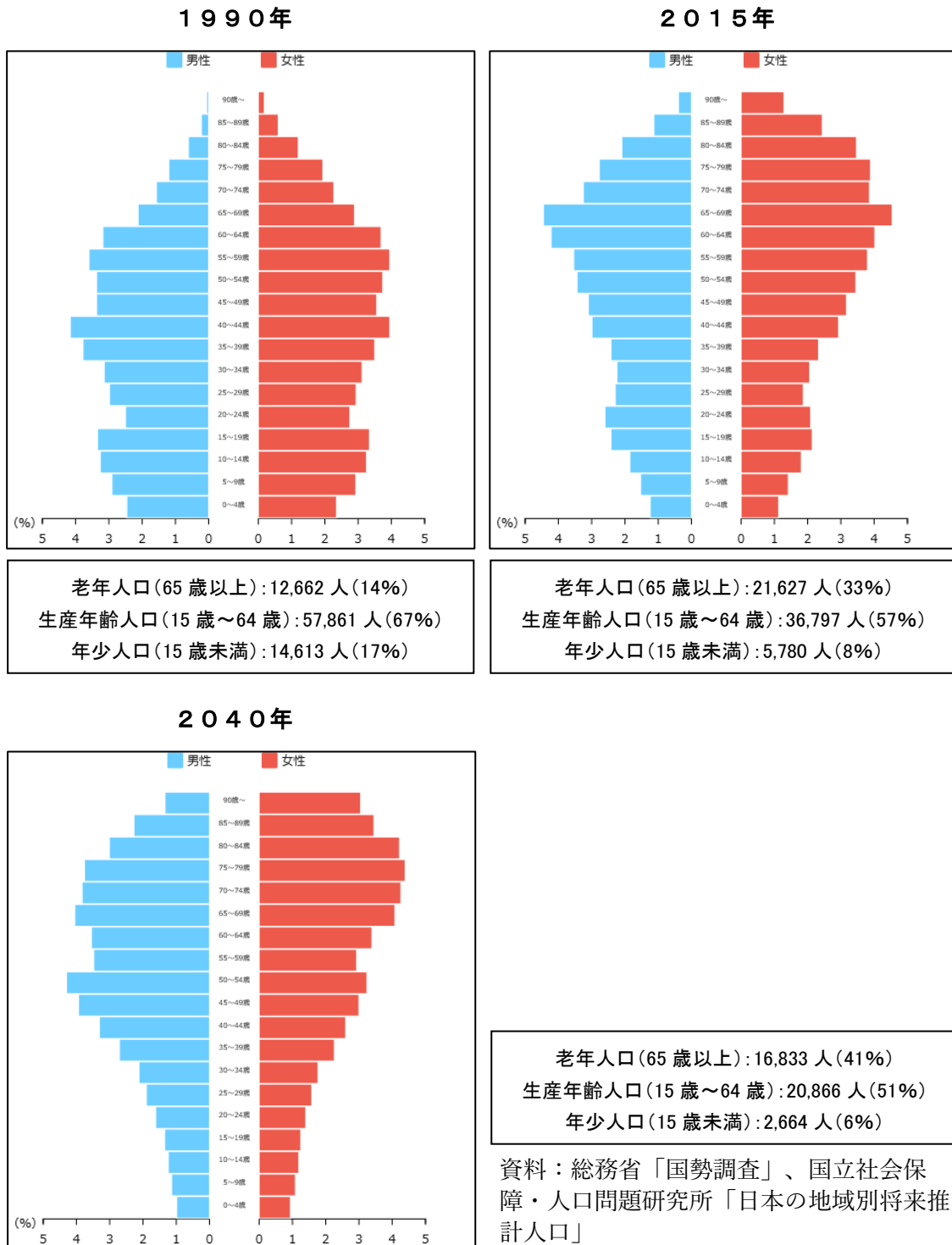


資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

本市の人口は、1960年代前半をピークに減少し続けており、1980年代後半から1990年代前半のいわゆるバブル経済期を境に減少の加速度が増しています。

年少人口¹は、長期的に減少傾向が続いており、1990年代前半には老年人口²を下回っています。一方、老年人口は、生産年齢人口³が順次老年期に入り、また平均余命が伸びたことから、一貫して増加を続けています。しかし、2020年頃には老年人口も減少に転じることが予想されています。

(2) 人口ピラミッドの推移



¹ 年少人口：人口統計における0歳から14歳までの人口

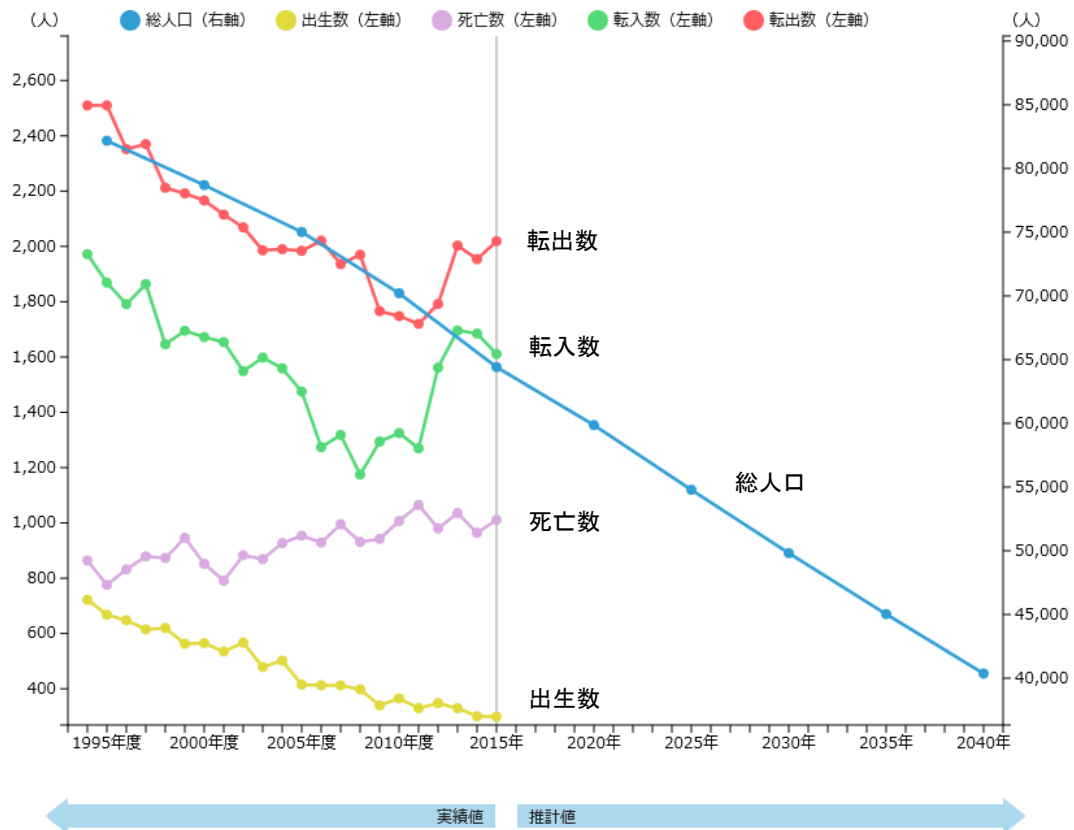
² 老年人口：人口統計における65歳以上の人口

³ 生産年齢人口：人口統計における15歳から64歳までの人口。労働力の中核をなす人口層

本市の人口ピラミッドを25年間隔で比較すると、1990年は約4.6人の働き手（生産年齢人口）で1人の高齢者を支える人口構造でしたが、現在は約1.7人で1人の高齢者を支える状況となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、本市の2040年の人口構造は、ほぼ1人の働き手が1人の高齢者を支える、いわゆる肩車型の世代間負担の人口構造となることが予想されています。

(3) 出生・死亡、転入・転出の推移



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、千葉県常住人口調査

本市の人口の出生・死亡による「自然増減」は、出生数の減少と死亡数の増加により、自然減による影響が拡大傾向となっています。

一方、転入・転出による「社会増減」は、ほぼ一貫して転出超過となっていますが、近年の転入者の増加により社会減による影響が縮小傾向となっています。

(4) 近隣市町の年齢3区分別人口の推移

(人)

0～14歳(年少人口)

	H22	H27	増減	増減率
銚子市	7,118	5,780	▲ 1,338	-18.80%
神栖市	14,684	13,713	▲ 971	-6.61%
旭市	8,890	8,119	▲ 771	-8.67%
匝瑳市	4,632	4,114	▲ 518	-11.18%
香取市	9,457	7,992	▲ 1,465	-15.49%
東庄町	1,729	1,456	▲ 273	-15.79%

15～64歳(生産年齢人口)

	H22	H27	増減	増減率
銚子市	42,813	36,797	▲ 6,016	-14.05%
神栖市	63,837	60,907	▲ 2,930	-4.59%
旭市	43,499	39,616	▲ 3,883	-8.93%
匝瑳市	24,177	21,180	▲ 2,997	-12.40%
香取市	50,131	43,739	▲ 6,392	-12.75%
東庄町	9,132	7,857	▲ 1,275	-13.96%

65歳以上(老年人口)

	H22	H27	増減	増減率
銚子市	20,194	21,627	1,433	7.10%
神栖市	15,792	19,576	3,784	23.96%
旭市	16,630	18,706	2,076	12.48%
匝瑳市	10,952	11,873	921	8.41%
香取市	23,178	25,544	2,366	10.21%
東庄町	4,290	4,831	541	12.61%

総数

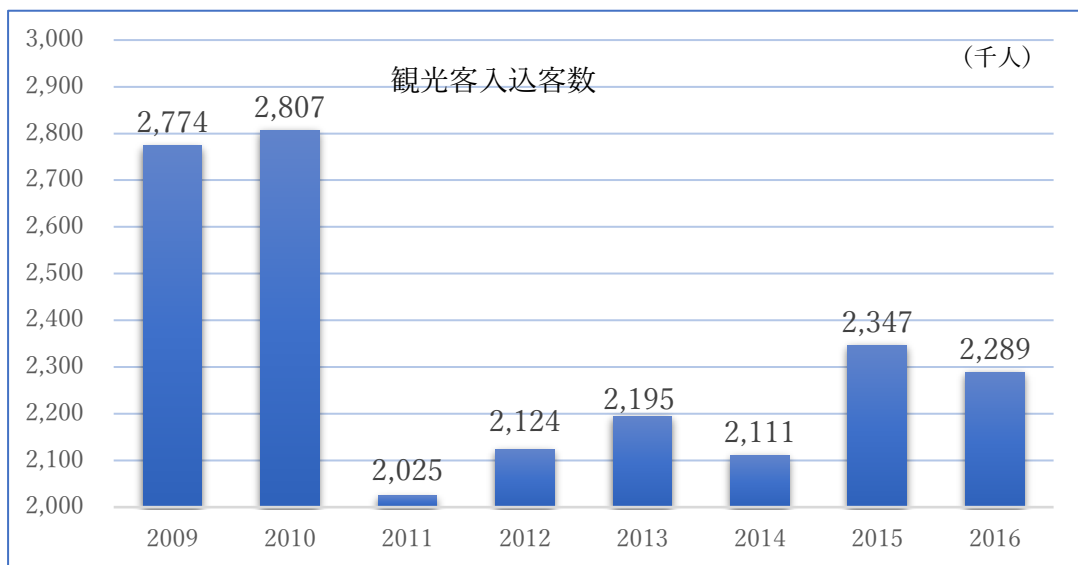
	H22	H27	増減	増減率
銚子市	70,210	64,415	▲ 5,795	-8.25%
神栖市	94,795	94,522	▲ 273	-0.29%
旭市	69,058	66,586	▲ 2,472	-3.58%
匝瑳市	39,814	37,261	▲ 2,553	-6.41%
香取市	82,866	77,499	▲ 5,367	-6.48%
東庄町	15,154	14,152	▲ 1,002	-6.61%

資料：総務省「国勢調査」

近隣市町の年齢3区分別人口の推移を比較すると、年少人口および生産年齢人口はすべての自治体で減少しており、「数」では香取市が、「率」では銚子市が一番減少しています。

老年人口は、すべての自治体で増加していますが、神栖市の増加数および率が突出しています。

(5) 交流人口(観光入込客数)の推移



資料：銚子市観光入込客数調査

本市の交流人口(観光入込客数)は、東日本大震災が発生した2011年を境に大きく落ち込んでいます。近年は徐々に観光客が増加傾向となっていますが、それでも2010年と比較するとまだ8割程度の観光入込客数となっています。

◎未知の人口減少・少子高齢化時代

まちの人口が減少してしまうということは、これまでのまちの発展を支えてきた前提が失われていくことを意味しています。

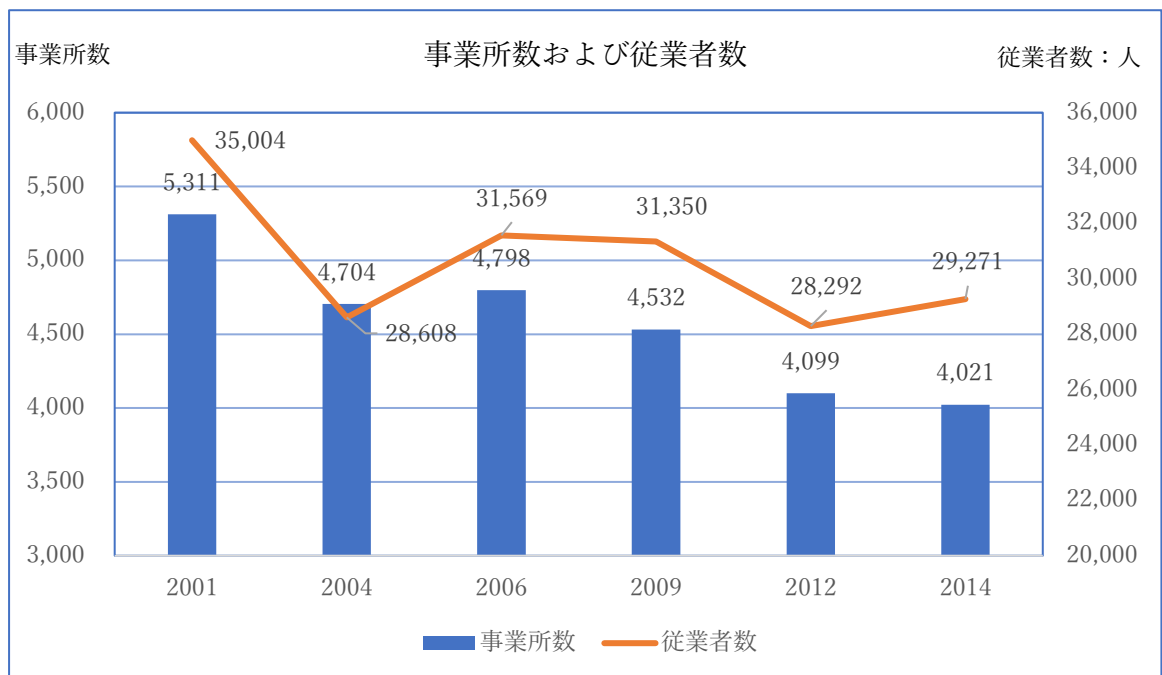
人口減少によって、生産力や税収が縮減していくことになれば、都市の規模は縮小していかざるをえません。その縮小のあり方如何によっては、まちの停滞や市民生活の苦境をもたらしてしまう可能性があると言えます。

また、市全体の人口における高齢化率の増加は、社会保障関連の費用を増大させ、少子化の進行や若者世代の流出は、地域の担い手が減っていつてしまうことを意味しています。さらにそれは、世代間の負担バランスを変化させることになり、結果的には将来世代の負担が増していくことにもつながります。

それぞれの世代が生き生きと暮らしていくことができるためには、このような時代の潮流に対応したまちづくりを展開していく必要があります。銚子市の規模とそれに見合った生活環境をどのように考えていくべきか、根本的な検討と判断が求められています。

3. 生活・都市環境の状況

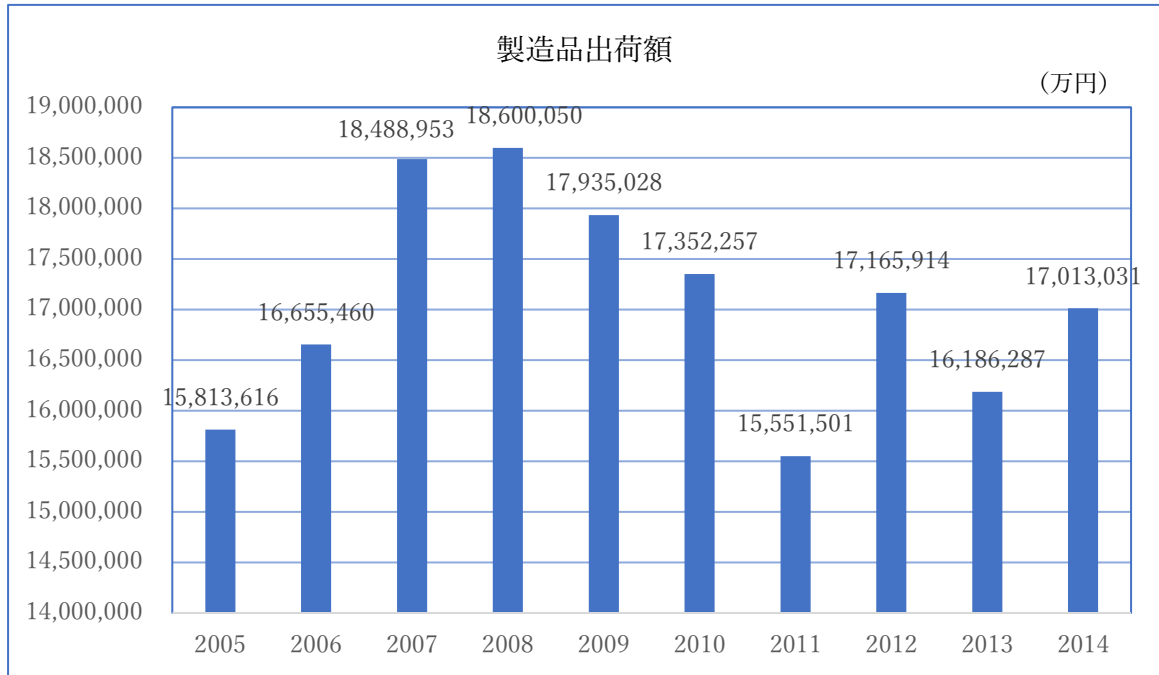
(1) 事業所および従業者数の推移



資料：総務省統計局「事業所・企業統計調査」「経済センサス基礎調査」
「経済センサス活動調査」

2001年に5,000を超えていた事業所数は、2014年には4,000程度に減少しています。減少数の大きな業種としては、「卸売業・小売業」で325、「宿泊業、飲食サービス業」で180、建設業で115の事業所が14年間で減少しています。

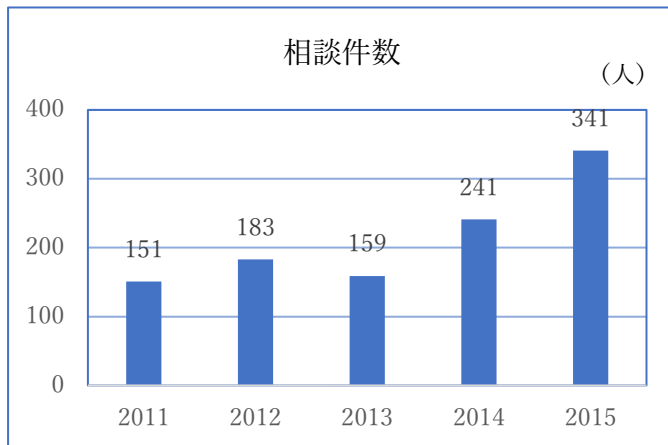
(2) 製造品出荷額の推移



資料：千葉県「工業統計調査結果」

本市の製造品出荷額のうち約9割は、水産加工品や醤油などの「食料品」が占めています。年度間でばらつきはあるものの1,700億円程度の出荷額で推移しています。

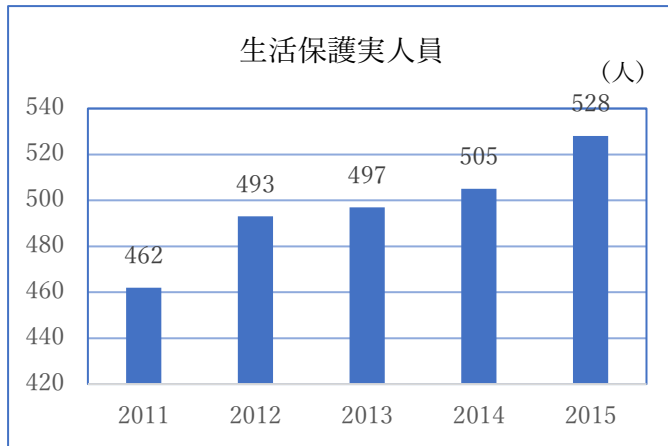
(3) 家庭児童相談室利用件数の推移



資料：
銚子市 子育て支援課

子どもに関する相談件数は、毎年増加傾向にあります。以前は学校生活に関する相談が約半数を占めていましたが、近年は家族関係に関する相談が増えています。

(4) 生活保護実人員の推移



資料：
銚子市 社会福祉課

生活保護法に基づく被保護者数は、毎年増加しています。生活保護の種別では「教育扶助」を除く「生活」「住宅」「医療」「介護」のそれぞれの区分で増加傾向となっています。

(5) 介護保険認定者数の推移



資料：
銚子市 高齢者福祉課

介護保険法に基づく介護認定者数は、毎年増加しています。高齢者の増加が大きな要因となっています。

◎生活環境の変化と生き方の多様化

人口減少や少子高齢社会の本格化に加え、経済のグローバル化や長引いてきた経済不況は、地域の経済や福祉、市民生活に大きな変化をもたらしています。

世界規模での経済競争の加速は、産業構造や経営形態に大きな影響を与えており、地域全体を支えるだけの基礎体力や雇用能力の減退は、まちの活力を失わせています。また、所得格差の拡がりは深刻さを増し、生活にかかわるリスク負担が、行政や社会単位から個人単位に変わってきている流れは、将来に対する不安を増大させてもいます。

公的保障と自己責任とのバランスが大きく流動化している現在、改めて市民生活の基盤を充実させていくことが求められています。

一方、市民の生き方が多様化していることも顕著です。各世代における地域志向の高まりは、地域を軸とした形で、支え合いの子育て・新しい学び・多様な働き方・豊かな老い方の可能性を生み出そうとしています。

銚子市という場所において、その可能性がどこまで広がっていくか、地域力を通じた自己実現がいかに可能か、いままさに問われています。

4. 財政状況の現状と展望

(1) 財政の現状と課題

歳入・歳出決算額の推移

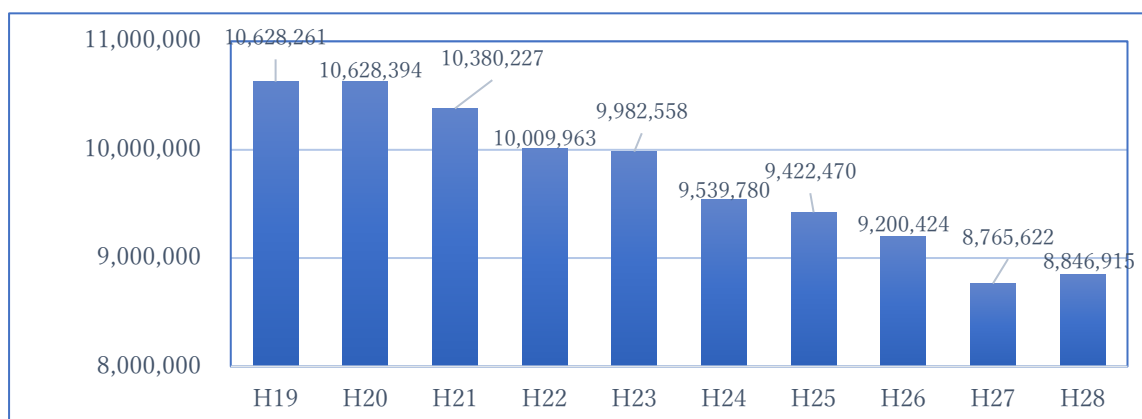
(歳入)		(百万円)									
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28-H19
市税	8,667	8,577	8,365	8,208	8,349	8,211	8,355	8,229	7,951	8,142	▲ 525
普通交付税	4,721	4,752	5,154	5,240	5,181	5,264	5,222	4,938	5,045	4,923	
特別交付税	279	300	309	332	1,169	728	558	593	360	399	
その他一般財源	1,515	1,384	1,347	1,346	1,234	1,101	1,173	1,240	1,737	1,472	
国庫支出金	1,869	1,605	3,682	2,509	2,436	2,315	2,775	2,774	2,890	2,841	
県支出金	933	1,107	1,070	1,353	1,518	1,320	1,360	1,479	1,323	1,390	
市債	2,159	1,382	2,089	5,669	1,801	2,747	2,198	2,060	2,194	2,520	
その他特定財源	3,288	3,284	2,318	2,452	3,420	4,018	3,014	3,134	2,669	2,633	
合計	23,431	22,391	24,334	27,109	25,108	25,704	24,655	24,447	24,169	24,320	

(歳出)		(百万円)									
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28-H19
人件費	6,957	6,575	6,264	6,213	6,184	6,012	5,790	5,764	5,777	5,582	▲ 1,375
扶助費	2,865	2,987	3,077	3,841	3,987	4,080	4,166	4,393	4,426	4,695	1,830
公債費	2,517	2,969	3,110	3,103	3,198	3,226	3,203	3,392	3,217	3,172	655
物件費	2,755	2,519	2,630	2,725	3,101	3,093	2,890	2,914	2,895	2,767	
維持補修費	209	278	258	210	230	179	169	115	116	139	
補助費等	2,085	2,135	2,981	2,064	2,580	2,542	2,189	1,353	1,366	1,173	
経常的繰出金	2,228	2,298	2,296	2,523	2,508	2,661	2,609	2,818	3,077	3,104	
投資・積立金等	556	675	578	306	534	720	696	951	1,202	910	
繰出金	339	351	308	97	200	178	147	159	162	248	
投資的経費	2,429	1,479	2,348	5,219	1,850	2,772	2,356	2,478	1,374	2,345	
合計	22,938	22,267	23,849	26,300	24,371	25,464	24,214	24,337	23,612	24,135	

※平成22年度の投資的経費は、銚子高等学校整備事業(3,652百万円)による増加

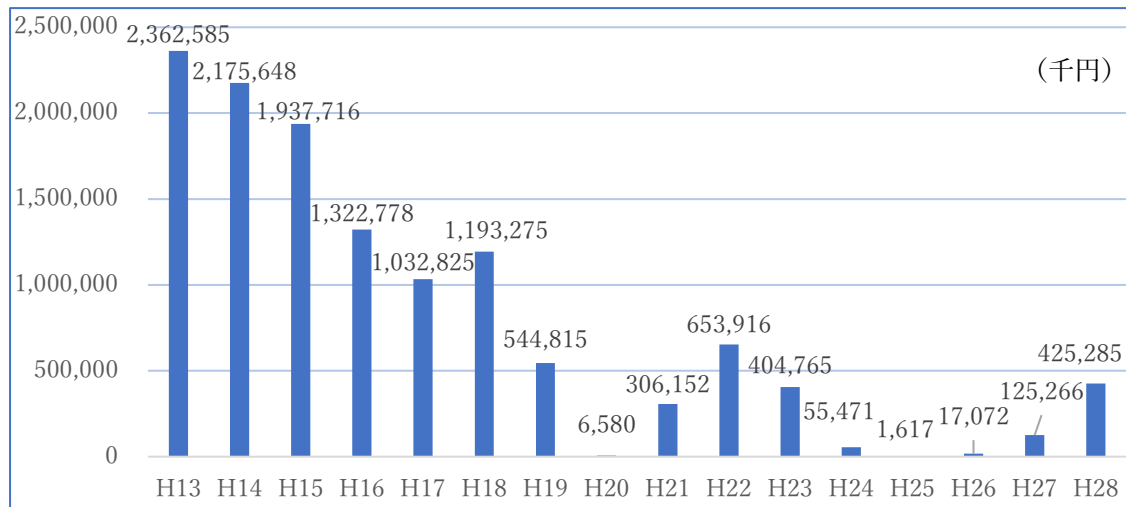
資料：銚子市地方財政状況調査

市税調定額の推移 (千円)



資料：銚子市地方財政状況調査

財政調整基金残高の推移



資料：銚子市地方財政状況調査

本市の財政状況は、人口減少により地域経済の衰退傾向が続き、市の収入の根幹となる市税は調定額⁴ベースで毎年減少しています。こうした税収の落ち込みに加え、平成28年度の経常収支比率⁵は94.4%となるなど財政が硬直化しています。さらに、これまで実施してきた千葉科学大学建設費助成や市立銚子高等学校整備事業、学校給食センター整備事業などによる公債費⁶の増加、高齢者の増加に伴う扶助費⁷の増加、一般家庭の貯金に当たる財政調整基金の残高が枯渇するなど、深刻な財政難となっています。

このため、事務事業の全面的な見直しを行い、経費の徹底した削減を図っていくとともに、市債の新規発行を抑制して市債残高の減額に努め、将来世代に先送りしない財政運営を進めていく必要があります。

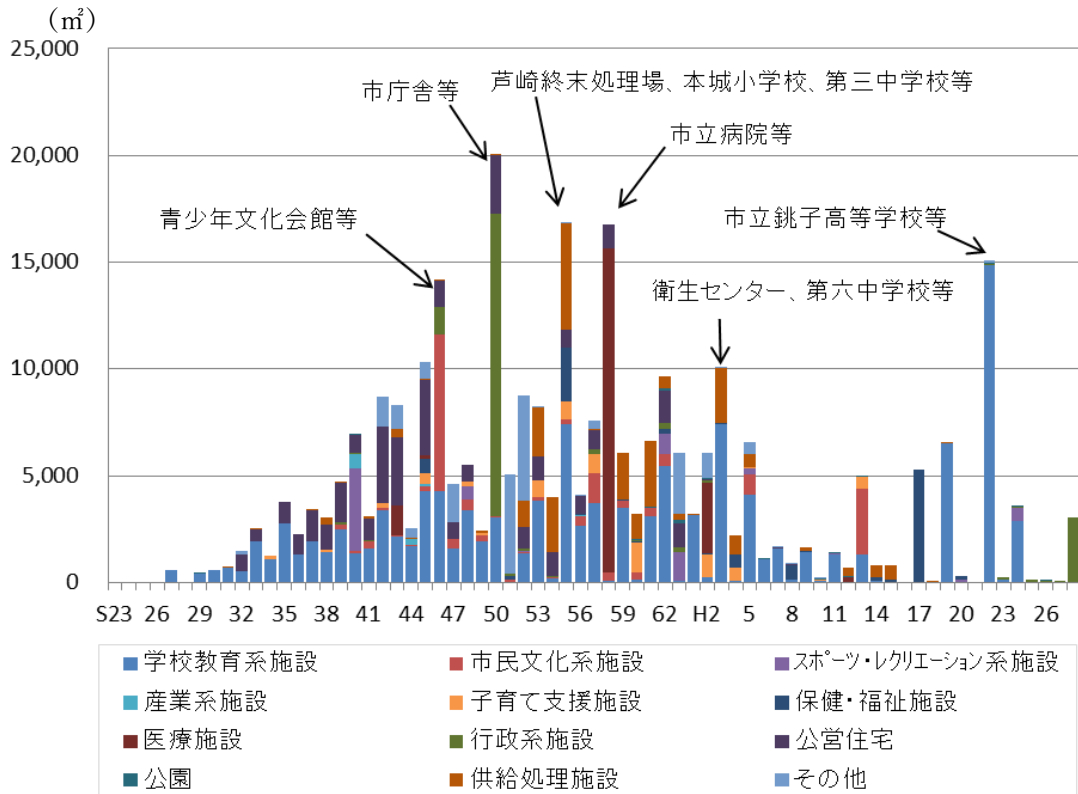
⁴ 調定額：納入義務者に対する課税額

⁵ 経常収支比率：人件費、扶助費、公債費などの毎年経常的に支出する経費に、市税や地方交付税などの一般財源がどの程度費やされているかを求めた指標。低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示している

⁶ 公債費：市が借り入れた地方債の元金および利子の償還費

⁷ 扶助費：社会保障制度の一環として高齢者や障害者、生活困窮者などに支援する経費

(2) 公共施設等の現状と課題



50年以上	40～49年	30～39年	20～29年	10～19年	10年未満
34,720㎡	81,600㎡	82,094㎡	47,475㎡	15,744㎡	28,916㎡
11.9%	28.1%	28.3%	16.3%	5.4%	10.0%

資料：銚子市 財政課

建築系公共施設について、平成 28 年度末時点における保有状況を建築年度別及び用途分類別に整理しました。その結果、昭和 30 年代から学校教育系施設や公営住宅を中心に建築が行われ、昭和 46 年度には青少年文化会館、昭和 50 年度には銚子市庁舎がそれぞれ建築されています。平成に入ってから、建築系公共施設の新築が減り始め、新築が全くない年度も見られます。最近では平成 28 年度に消防庁舎を建築しました。

平成 29 年度からさかのぼって年代別に集計すると、築 30 年未満の建物は全体の 31.7%であり、建物の老朽化が懸念される築 30 年以上を経過した建物は 68.3%と過半数を超えている状況です。延床面積の構成比が高い年代は、築 30 年以上 40 年未満であり全体の 28.3%を占めるほか、築 40 年以上 50 年未満の年代も 28.1%を占めており、築 30 年以上 50 年未満の建物が全体の 56.4%となっています。また、築 50 年以上を経過している建物も 11.9%存在しています。

このため、市では今後、公共施設等の総量の抑制を早急に行い、維持・管理・更新の負担を軽減していくため、特定の施設の問題だけではなく、全面的な見直しを行い、将来に向けて維持可能なものに施設の規模を縮小していく必要があります。

(3) 財政健全化に向けた取組状況

市では、平成25年5月に財政危機を宣言し、その後、財政健全化に向けた様々な取組を行ってきました。以下にその取組状況を列記します。

- ①行財政改革審議会の設置（平成25年10月）
- ②事業仕分けの実施（平成25～27年度）
対象事業 157 事業 効果額 約7億3,600万円
- ③銚子市再生の緊急改革プランの策定（平成26年6月）
ア人件費の削減
 - ・職員給与費の削減 効果額 約2億4,100万円（3年間）
 - ・職員数の削減 ▲46人 効果額 約3億5,300万円（3年間累計）
 - ・7級部長制の導入・技能労務職員の一元化 効果額 約4,100万円
 イ未収金対策の強化 効果額 約10億3,000万円（4年間累計）
ウ使用料・手数料の改定 効果額 約7,300万円
- ④公共施設等総合管理計画の策定（平成28年2月）
【目標】今後20年間で延床面積を概ね3割縮減
- ⑤第7次銚子市行財政改革大綱の策定（平成29年2月）

なお、行財政改革は、予算と人材を効率的・効果的に配分して、質の高い行政サービスを提供し、住民福祉の向上を図るために行うものです。

新たに策定した平成29～33年度を推進期間とする「第7次銚子市行財政改革大綱」（平成29年2月策定）では、「行財政改改革の推進に当たって、財政再生団体への転落も有り得るという認識の下、構造的な改革を大綱の推進期間において集中的にスピード感を持って行っていく」こととしています。

また、全ての事務事業において行財政改革に向けた取組が行われるように、大綱の進行管理や事務事業の見直しについて、市民のみで構成される市民委員会を新たに立ち上げて議論していただき、行財政改革の徹底を図っていきます。

◎財政の危機的状況

人口減少や地域経済の衰退傾向は、市税収入の減少に直結していると言えます。また近年実施した大型事業による公債費の増大や、市立病院への繰出金負担による衛生費の突出などは財政を圧迫させており、今後予想される公共施設の維持費増大と合わせると、財政の危機的状況は当面続いていくと言わざるをえません。

さらに、実質公債費比率⁸の高さ、財政調整基金の枯渇、将来負担比率⁹の高さなどは、他の自治体と比べても、銚子市が現在以上に将来負担を増やすことができないことを端的に物語っています。

こうした状況に対して、市ではこれまで6次にわたる行政改革大綱と「銚子市再生の緊急改革プラン」（平成26年6月）を策定し、財政健全化に向けて行財政改革を進めてきました。これらの行財政改革により、一定の成果を上げることができましたが、依然として市の財政は厳しい状況が続いています。さらに踏み込んだ事業経費の見直しや優先順位の明確化を進め、改善に向けた具体的な実践に移っていくことが必要不可欠です。

今後の行財政運営は、将来世代への責任という観点からも、維持可能な規模に縮小させていくことが強く求められています。

⁸ 実質公債費比率：市の借入金の返済額（公債費）の大きさを、市の財政規模（標準財政規模）に対する割合で表したもの。千葉県内の市町村では、千葉市、鋸南町に次いで3番目に悪い比率となっている（平成28年度決算）

⁹ 将来負担比率：市の借入金など現在抱えている負債の大きさを、市の財政規模（標準財政規模）に対する割合で表したもの。千葉県内の市町村では、千葉市に次いで2番目に悪い比率となっている（平成28年度決算）

第3章 まちづくりの課題～自治体の再構築に向けて

1. 人口減少・少子高齢社会への対応

人口減少・少子高齢社会が本格化していくことは、これまでの「成長・拡大」を目指してきたまちづくりの歩みからすれば、大きな支障になると考えられます。しかし、長期的に見れば、人口増加や人口比率の回復が困難な状況下において、闇雲に「成長・拡大」を追求していくことには物理的な限界があります。

これからは「成長・拡大」に代わる「低成長・成熟」時代ととらえていくことが重要です。そこでは、量よりも質、平準化よりも個性化が問われていくことから、国主導を地域主導にパラダイム・シフト¹⁰させ、まちづくりや市民生活のあり方を新たに追求していくことが期待されます。

地域を基軸にするということは、「小さな単位」だからこそできることを充実させていくということを意味しています。都市の縮小は、まちの衰退ではなく、小さくなるなり方にこそ、まちの個性を見出していくことができます。地方分権と自治の拡充、交流人口の充実、分野や組織を超えた連携、地域資源の循環などは、「小さな単位」だからこそ可能となるものであり、それをどのように具現化していくかが、これからの銚子市にとっての最重要課題となってきます。

2. 市民生活の実態に即したセーフティ・ネットの構築

これまで市民生活を支えてきた受け皿 ― 家庭・学校・会社といった社会的単位から、社会保障をはじめとした行政支援まで含む ― は、財政問題や効率性の観点からますます流動化しつつあります。様々な受け皿が安定的に存在することによって維持されていたセーフティ・ネット¹¹はますます不安定化し、様々なリスクは個人が負わなければならなくなっていると言えます。

まちづくりの目的は、各世代、様々な境遇にある人たちが、自分なりの生き方を実践していくことができるようにすることです。

そのためには、市民生活に伴うリスク負担を、「行政主導のセーフティ・ネットか、個人の自己責任か」といった二者択一でとらえるのではなく、市民・民間・行政が多角的に連携する形で、「地域における重層的な支え合い」をつくっていくことが必要です。市民生活の実態に即した支援づくりを充実させていくことが求められています。

また、これまで築き上げてきた生活文化や恵まれた自然環境を生かしながら、新しい時代に対応できる生活環境を再構築していくことも不可避の課題です。各地域の特性と個性を再創造していくことによって、魅力ある生活を営むことができるようにしていくことが求められます。

¹⁰ パラダイム・シフト：その時代や分野において当然のことと考えられていた思想、社会全体の価値観などが変革的にもしくは劇的に変化すること

¹¹ セーフティ・ネット：「安全網」。社会保障制度として網の目のように救済策を張ること

3. 地域経済の活性化

全国的に有数な規模を誇る地域産業は、水産業、農業、食品関連の製造業、さらにはそれらを生かした観光業などを中心に発展してきましたが、消費の低迷、雇用の不安定、交流人口の低迷など、現在は厳しい状況下に置かれています。

こうした状況を打開し、地域産業の持続的な発展を目指していくためには、各産業の振興を「まちづくり」の観点からもとらえていくことが求められます。各産業資源の付加価値化、さらには異業種間連携や資源循環化などを通じて、地域の基盤づくりを強化していくことは、個別産業のみでは成し遂げられないことへの挑戦であり、新たな人材の育成を切り拓くことにつながります。また、地域資源を活用した起業や新しい産業の創造を積極的に促進していくことも、地域経済活性化の契機となるところです。

一方、中心市街地の活性化も喫緊の課題です。各々の事業が発展するためには、その前提として、地域そのものが活性化していることが大前提となります。そうであるがゆえに、いま求められていることは、様々な経営資源が地域づくりに生かされていくことです。

各々が地域のためにできることを持ち寄り、その集積を通じて、人・金・物の新しい動きをつくり出していくことは、市街地活性化の必要条件となっていくと言えます。

4. 分断状況の克服

まちづくりの求心力と持続力が不足する原因には、様々な分断状況があると言えます。行政組織の縦割り、行政と市民とのあいだの壁、各分野・専門・業界のあいだの棲み分け、各種団体・組織・立場のあいだの連携の少なさ、異世代間の交流の希薄さなどが、まちづくりの力を弱め、個々の可能性が全体として結びつくことを妨げてしまっています。

これらの背景には、ウチとソト（ホンネとタテマエ）の使い分けや、横のつながりよりも縦の階層と上意下達を重んじるタテ社会の文化があります。さらにそこに、経済的な利害関係や打算、地域固有の慣習やプライド意識などが重なってくると、コミュニティの閉鎖性や排他性につながり、結果的に、まちづくりの力を削いでしまうこととなります。

まちづくりを本格的に展開していくためには、こうした分断状況を正面からとらえ、それぞれの意識・世代・組織・制度のあいだにある壁を乗り越えていくことが求められます。そのためには、それぞれに対する固定観念を払拭し、認識と理解を少しずつ進めていくことによって、それぞれが関わりを持ちうる可能性を追求していくことが重要な鍵となります。

まちづくりに必要とされる連携・協力とは、こうした努力の積み重ねによって作りだされるものです。それぞれが現場の課題を直視し、まちづくりに何が必要とされているのかを真摯に考えていくことが求められています。

5. 行財政改革の徹底

財政の危機的状況は、人口減少・少子高齢社会の本格化という構造的要因と、施策・事業の非計画性・非合理性という運用的要因の双方に起因しています。

前者の構造的要因は、不可避の流れである以上、税収が大幅に減少していくことを前提に、まちづくりのあり方を考えていく必要があります。そのためには、地域の諸課題を自明の前提とすることなく、改めて一つ一つを掘り下げることによって、いかなることが必要とされているのかを確かめていくことが重要です。

後者の運用的要因については、施策・事業の徹底した見直しを進めていくことが必要不可欠です。そのためには、前例踏襲・横並びの意識を払拭し、限られた行政資源の範囲内で可能な行政の役割を見出していくことが求められます。より長期的な期間のなかで、どれくらいの歳入減と歳出増が予測されるのかを見通しながら、今からできることを実践していくことが求められます。

もっとも、この問題は、施策・事業の統廃合を進めるだけでは根本的な改善にはなりません。今後は、上述してきた1~4の課題に本格的に取り組みながら、まちづくりの力を多角的に創造していくことが問われます。その上で、真に必要とされるところにおいて行政の役割を効果的に果たしていくことが重要です。

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの基本指針～未来につなぐ～

第1部の総論では、銚子市の現況を「まちづくりの転換期」ととらえ、まちづくりの課題を、①小さな単位（＝地域）からできるまちづくり、②重層的な支え合いとしてのセーフティ・ネットの構築、③諸資源の価値化・連携・循環、④それぞれの意識・世代・組織・制度の間にある分断状況の克服、⑤徹底した行財政改革の5つに設定しました。

これらの課題を実践していくために、基本構想を策定します。

1. 市民自治に基づく「わたしたち」のまちづくり

まちづくりの原点は「市民」にあります。まちづくりを充実させていくためには、改めて原点に立ち返り、「誰が」「何を」「どのように」実践していくべきかをとらえ直すことによって、当事者と現場に即した取組を拓いていくことが問われます。

そのためには、「わたしたち」の意識と行動をつくりだしていくことが必要不可欠であり、次のような市民自治の考え方が重要となってきます。

(1) 市民・民間・地域が自分たちでできることを考え、実践する

- ・自由で開かれた市民参加
- ・個人・家庭、近隣・地域コミュニティ、市民・民間・地域の活動団体
- ・地域・社会的連帯、共助、相互補完の充実

(2) 市民・民間・地域でできないことを行政が補完する

- ・市民の信託による二元代表制の実質化
- ・市民にできないことを行政が補う補完行政の徹底
- ・「市民にできること」「行政がすべきこと」「協働でできること」の不断のとらえ直し

(3) 自立的な自治体運営を通じて独自のまちづくりを推進する

- ・地方分権の推進、自治体としての自立的な判断と実践
- ・専門分化した状況を打破した、総合的かつ柔軟な自治体運営
- ・市民生活の最低保障（シビル・ミニマム¹²）

こうした市民自治をまちづくりの原則とすることによって、まちづくりに必要な環境を整えていきます。

- ① 自由な市民参加によって、まちづくりに必要な諸資源を多角的に創出する
- ② 課題を抱えた当事者や現場の問題を幅広く共有する
- ③ 市民は、何を自分たちで実践し、何を行政に委ねるのかを判断する

¹² シビル・ミニマム：市民が生活していくのに最低限必要な生活基準。これに基づき市民と自治体の協働で、社会資本整備、まちづくり、社会保障等の基準を定めるべきとされる

- ④ 可能性の限られた行政資源を必要なところに効果的に生かす
- ⑤ 豊かな発想と行動によって、できる限りの可能性を発見していく
- ⑥ 状況に応じた役割分担を見出し、課題解決につながる連携・協力をつくる

2. まちづくりの「ちから」

まちづくりの展開のためには、様々な「ちから」が必要となります。どのような「ちから」が、どれくらい生み出されるか、育まれるか、創出されるかによって、まちづくりの行方は大きく変わってくると言えます。

(1) ひと

まちづくりにおける「ひと」とは、特定の人たちのみならず、市民一人ひとり、地域に関わりを持つ人たちの誰もが当事者になりうる場所です。

自分なりの関心から自由に参加していくことができる、様々な入り口を地域につくり出していきます。

- ・子どもたち、若者たち、経営者・従業員たち、女性たち、高齢者たち
- ・様々な境遇に置かれた人たち
- ・様々な専門家、経験者、有識者
- ・市民活動団体、事業者組織、各種組合・ネットワーク
- ・観光客、来訪者
- ・市外のまちづくり支援者 など

(2) もの

まちづくりに生かせる「もの」とは、地域に存在している様々なものに光を当て、価値として見出していこうとするところにあります。

どこにどのような価値が見出されうるか、その可能性と発展は未知数なので、それらが開花しうる学びと発信の機会をつくり出していきます。

- ・地域の伝統・慣習、生活文化
- ・まちづくりの経験と実績
- ・歴史的資源、自然資源、産業資源、ものづくり資源
- ・都市環境、景観・まち並み、たたずまい、地域の時間
- ・経営・商業資源
- ・(公共・民間双方の) 既存施設、未利用地、空き家・空き店舗
- ・(市内外を問わず) 地域資源を新たに生かす技術 など

(3) かね

税金や地方交付税などの「かね」は、ただ使うためにあるのではなく、課題解決活動の一環に用いるものであることを改めて自覚し、必要なところに投下することを重視します。

まちづくりは、税金だけでなく、市民や民間が有する資金を生かしていくことで支えられます。それらをどこにどのような手法で生かしていくべきか、検討を

通じて環境を整備します。

- ・市税、地方交付税、国や県からの補助金・交付金
- ・収益事業、行政による投資事業
- ・市民や民間による社会的投資
- ・まちへの寄附（ふるさと納税など）
- ・市民が市民を支えるための寄附循環

(4) ちえ

まちづくりの展開は、豊かな知恵、斬新な発想、意外性ある組み合わせなど、「ちえ」の融合がいかにかき出されるかにかかっていると云えます。

視野狭窄・思考停止に陥ることなく、常に自分たちを開き、他者の声を聞き、考え続け、できることを実践していくことを重視します。

- ・行政における経験と実績
- ・市民や民間の発想力と行動力
- ・地域に固有の生活知、自然知、生活風習
- ・異世代、異業種、異分野の掛け合わせを通じた新しい発想と技術
- ・市内外の各種専門家の知見やアドバイス
- ・ICT活用を通じた集合知とデータベース
- ・様々な立場の人々による議論 など

3. 「つなぐ」まちづくり

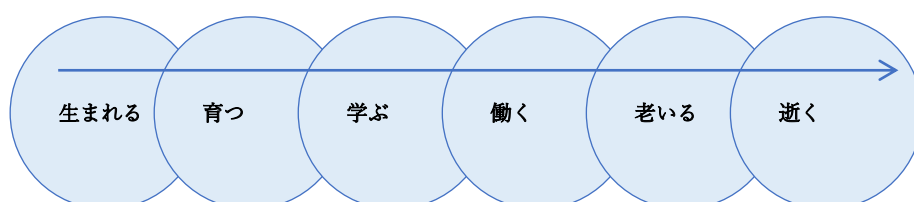
まちづくりを持続的に発展させていくためには、様々な「ちから」を徹底的に結びつけていく努力が必要です。

まちづくりの「ちから」が、分断状況によって拡散してしまい、十分に生かすことができなかつたことは、率直に反省する必要があります。その上で改めて、各々のまちづくりの「ちから」を知り、理解し、課題解決に向けて積極的に「つなぐ」ことに挑戦します。まちづくりを未来につないでいくために、いまからできることを積み重ねていきます。

総合計画では、次の2つの柱を軸としながら、様々な「つなぐ」を具現化していくことを目指します。

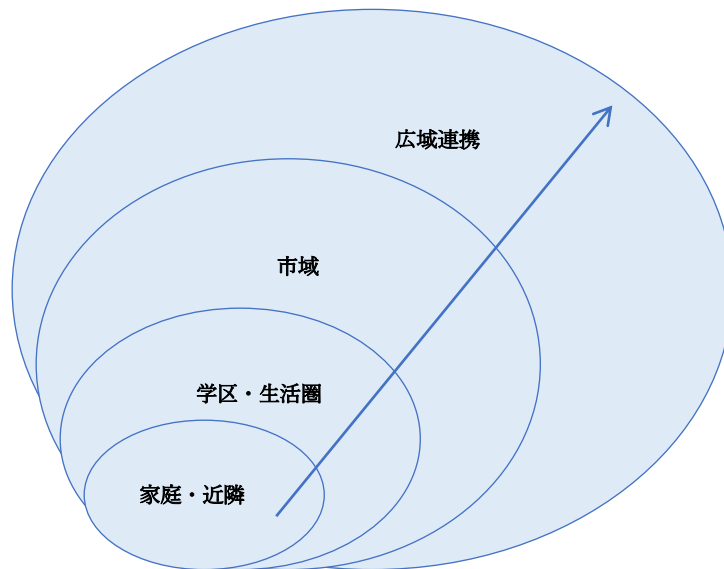
【生活と時間】生まれるから逝くまでの諸ライフステージ

人々の人生において、「生まれる」「育つ」「学ぶ」「働く」「老いる」「逝く」といった諸段階は時間的なつながりの中で捉えられています。



【生活と空間】 家庭から国際社会までの諸コミュニティ

人々の生活環境において、「家庭・近隣」「学区・生活圏」「市域」「広域連携」といった諸コミュニティは空間的なつながりを持っています。



「諸ライフステージ」および「諸コミュニティ」は、様々な社会的制度やしくみ、専門分化した組織や団体によって支えられています。しかし、当事者・現場に即した支援をしていくためには、専門性の壁や制度の枠組みによって配慮が失われてしまう人々や事柄にもできるだけ目を向け、当事者の人生の歩みと居住環境に即して、必要とされるものをつなげていくことが求められます。

まちづくりとしての支援とは、そのつながりを地域社会において網の目のようにつくり出すことです。地域における相互の支え合いとは、この支援のつながりが根底にあります。それぞれの世代・分野・団体が、このつながりに自覚的であることによって、まちづくりの「ちから」は紡がれていきます。

第2章 まちづくりの視点と方向性～当事者と現場から～

1. 生活と時間（ライフステージの視点）

(1) 生まれる・育つ

① 市民活動の視点：「地域ぐるみで子育てを応援する」

- 「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を持ちつつ、地域が保護者に寄り添い、子育てへの負担や不安、孤立感を和らげることで、保護者が自己肯定感を持ちながら、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう環境づくりに努めます。
- 各々の結婚・子育て支援活動団体や支援者は、これまで展開されてきた取組をより一層充実させていくとともに、多角的な連携を図ることによって、地域ぐるみで、できるだけ当事者に接近した支援に努めます。

② 行政活動の視点：「誰もが子育てしやすい環境整備に取り組む」

- 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な相談や切れ目のない支援をワンストップで行うため、子育て世代包括支援センター「すくサポ」を設置し、専門的な知識を持つ保健師や助産師、子育てコンシェルジュなどが、きめ細やかな支援に取り組みます。
- 子育て世代の経済的負担の軽減や保育・教育の環境整備、障害の早期発見・早期療育などを総合的に実施することにより、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。
- 結婚はあくまでも個人の自由な意思に基づくという前提に立ちつつ、民間事業者や各種団体が取り組む婚活支援事業を支援し、結婚しやすい環境づくりに取り組みます。

③ 協働の視点：「組織・制度の狭間で漏れ落ちてしまう人に配慮する」

- 地域住民は、結婚・子育てをめぐる課題を共有しながら、それぞれができることを持ち寄っていくことによって、当事者に配慮した支援を展開します。そのための交流の場や機会、世代や立場を超えた連携を促進します。
- 組織や制度といった境界線の狭間において漏れ落ちてしまう人への配慮を徹底させ、子育て当事者に寄り添った情報共有・橋渡し・補完の取組を充実させます。

(2) 学ぶ

① 市民活動の視点：「子どもから大人までが学び続け、話し合い、行動する」

- 青少年が心身ともに健全に育つよう、学校・家庭・地域が一体となった青少年健全育成活動に努めます。
- 子どもたちが積極的に地域の歴史・現状・将来を積極的に学び、語り、自分たちにできることを考えていくことができる場づくりや環境づくりに努めます。

② 行政活動の視点：「知徳体のバランスの取れた教育を目指す」

- 生きる力の基礎となる心身の調和のとれた発達を促す幼児教育、「ふるさと

銚子」を誇りに思い、大切にできる心情や態度を育む学校教育、進学指導に重きを置きながら生徒が自立心を養い、社会の変化に柔軟に対応していけるよう、質の高い高等学校教育の充実に取り組みます。

- ▶ 「知の拠点」である千葉科学大学と連携を密にし、相互協力を推進することにより、教育・文化水準の向上と地域の振興に取り組みます。
 - ▶ 児童・生徒の良好な教育環境を維持するため、学校規模の適正化に取り組みます。また、既存施設の運用については、諸条件を勘案しながら、多角的な活用方法を検討します。
 - ▶ 健康・体力づくりへの関心が高まるなか、生涯スポーツをより身近なものとして、市民一人ひとりが年齢や体力に応じて気軽に参加できる環境づくりに取り組みます。
- ③ 協働の視点：「分野・世代・地域を超えた学びの場や機会をつくる」
- ▶ 市民の創作活動や芸術・文化活動に親しめる機会を拡充するとともに、多種多様な文化財や文化資産の価値を地域と共有し、活力あるまちづくりのために積極的に活用します。
 - ▶ 銚子ジオパークを「保護・保全」、「教育・普及」、「地域振興」の3つの観点から活用し、地域住民、事業者、研究者、行政など多様な主体の協働による持続可能なジオパークの推進に努めます。
 - ▶ 英語教育・スポーツ指導など、経験・実績・能力ある市民との連携を図りながら、特色あるプログラムづくりや実践活動を展開します。

(3) 働く

① 市民活動の視点：「誰もが自分なりの力を試し、発揮できる」

- ▶ 地域資源を「まちづくり」の観点から捉えていくことによって、大学の持つ知的資源（シーズ）と地元企業、金融機関などの需要（ニーズ）をマッチングさせ、地域の産業振興、雇用創出に努めます。
- ▶ 多くのポテンシャルを秘めた女性や高齢者などが、自らの希望に応じた多様な働き方を選択し、個性と能力を十分に生かしながら活躍できる環境づくりに努めます。
- ▶ 年齢・性別・障害の有無などにかかわらず、市民がその持てる意欲と能力を発揮できる雇用環境づくりに向けて、学びの場の創出・各方面への架橋・多様な働き方について検討します。

② 行政活動の視点：「市の強みを磨き、雇用の場を創出する」

- ▶ 日本一の水揚げを誇る漁業、全国有数の出荷額を誇る農業や水産加工業、銚子特有の気候、風土などから育まれてきた醤油醸造業など、「食」を中心とした基幹産業を若者にとって魅力のある銚子ブランド産業として維持発展させていきます。
- ▶ 農業では市場の需要に応じた野菜生産拠点の維持発展に努めるとともに、流通基盤の整備を進めていきます。漁業では銚子漁港の整備、廻船誘致対策などにより水揚げ日本一の受け入れ態勢を強化していきます。地域特産品のブ

ランド化や農商工連携・6次産業化を進め、海外輸出も視野に入れた食料の生産拠点として一層の機能強化に努めるとともに、これら基幹産業を支える担い手の育成・確保に取り組みます。

- 市の自然資源（自然環境、気候）を最大限生かし、雇用・税収の増加と地域活性化が期待できる自然（再生可能）エネルギー産業の創出を図ります。
- 基幹産業である農水産業、醤油醸造業を軸に、商工業・観光、エネルギー産業を含めた、多彩な産業の連携・融合を進め、ビジネスマッチングを図り、新産業の創出に努めます。なお、これらの事業参入に結びつくよう空き店舗や空き公共施設の活用を図るとともに、創業、事業承継の支援や企業・起業家の誘致促進に取り組みます。

③ 協働の視点：「地域資源の共有を通じて価値づくりに取り組む」

- 「地域資源の共有」という観点から働くということをとらえ、市内外の人材を活用しながら地域資源の価値化を図っていくことによって、経済活動の大前提となる地域基盤の充実に努めます。地域通貨の積極的な活用によって、「地域資源の循環」を推し進めていきます。
- 市内の産業資源をまちづくりに生かす裾野を段階的に拓いていくために、異分野交流の機会を積極的につくり、地域内におけるものづくりや消費活動の新たな可能性を追求していきます。
- 官民協働による新たな観光産業として、「健康」、「スポーツ」を軸としたヘルス&スポーツツーリズムの推進による地域経済の活性化に努めます。
- 水辺空間、地質遺産などの自然景観、歴史文化資源を磨き上げるとともに、多種多様な地域資源を有機的につなぎ合わせ、ツーリズム（参加型）観光の推進や効果的なブランディング、プロモーション活動などを通じて、外国人観光客の来訪も意識した観光地づくりに取り組みます。

（観光戦略の立案・実行に向けたプラットフォーム＝銚子DMO¹³の構築）

(4) 老いる・逝く

① 市民活動の視点：「地域ぐるみで高齢者を支援する」

- 地域住民は、支援を必要としている高齢者に寄り添いながら、居場所・移動・生活のあり方を多角的に支援していくことに努めます。
- 高齢者の「社会参加」や「就労」といった視点から、高齢者の生きがいや、地域社会とのつながりの維持・充実に努めます。また、子育て世代など異世代との積極的な交流を助け、それぞれの世代が有する力を生かし合える関係を構築していきます。
- 地域住民や民生委員、介護従事者などが連携し、認知症や独居高齢者などの見守り活動の促進に努めます。

② 行政活動の視点：「地域包括ケアシステムの構築に取り組む」

- 高齢者が、地域の実情に応じて、可能な限り住み慣れた地域で能力に応じ自

¹³ DMO：Destination Management Organization の略。地域の観光資源に精通し、「観光地経営」の視点に立った地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら観光地域づくりを行う法人

立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステムの構築」に取り組みます。

- ▶ 地域全体で高齢者の生活を支援するため、「高齢者を支える社会基盤の整備」、「生きがいくつくりと社会参加への支援」、「尊厳ある暮らしの支援」、「介護サービス基盤の整備」の4つの視点から、包括的な支援に取り組みます。
- ③ 協働の視点：「自分なりの老いや最期の迎え方を考えていくことができる」
- ▶ 地区社会福祉協議会やNPO法人など的高齢者支援活動をはじめ、それぞれの団体活動の支援を充実させるとともに、情報の共有と連携及び調整により、必要な人に必要な支援が届くよう地域における支えあい体制の整備に努めます。
- ▶ 一人ひとりが自分なりの最後の迎え方を追求できるように、医療・看護・福祉・保健・介護等の連携のあり方を段階的に検討していきます。
- ▶ 組織や制度といった境界線の狭間において漏れ落ちてしまう人への配慮を徹底させ、様々な状況に置かれた当事者にできるだけ寄り添った情報共有・橋渡し・補完の取組を充実させます。

2. 生活と空間（コミュニティの視点）

(1) 家庭・近隣

- ① 市民活動の視点：「身近なところからできることを持ち寄って支え合う」
- ▶ 市民一人ひとりが健康に対する正しい知識を身につけ、心身の健康づくりを生涯にわたって実践していけるような環境づくりに努めます。
- ▶ 興味や目的を共有した「ご近所コミュニティ」を重層的につくることにより、多世代のコミュニティづくりの促進に努めます。
- ▶ 核家族化が進む中、人材や活動内容において、自治会をはじめとした地域の諸団体は大きな転換期を迎えていることから、地域の実情に応じた組織と事業のあり方を段階的に見直していきながら、福祉や防災など必要性の高い活動に絞り込んでいくことを検討します。
- ② 行政活動の視点：「市民のセーフティ・ネットとしての役割を果たす」
- ▶ 医療、福祉、年金、生活保護など市民のセーフティ・ネットとしての役割をしっかりと果たすとともに、生活困窮者への生活保護に至る前からの切れ目のない支援により、生活困窮者への自立への支援に取り組みます。
- ▶ 性別や年齢のほか、国籍、障害の有無など様々な立場の人が、その人に合った福祉サービスを選択しつつ、地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせる環境整備に取り組みます。
- ▶ 空家の適正な管理を促し、管理が不十分な空家から市民の生命・財産を守り、生活環境を保全する取組を推進します。
- ③ 協働の視点：「近隣地域における、緩やかなつながり方を模索する」
- ▶ 地域活動団体は、各々の団体単位でできることには限りがあることから、地域における他の諸団体との横のつながりを積極的に作り出していきます。

- ▶ 様々な世代や団体が出会う場を積極的につくり出し、お互いの考え方を確認し合うとともに、特定の形に囲い込むのではなく、それぞれの価値観や志向性を踏まえた、緩やかなつながり方を模索していきます。

(2) 学区・生活圏域

① 市民活動の視点：「学校等の地域拠点を媒介として多角的な交流をつくる」

- ▶ 地域清掃やPTA、防犯、消防団活動などに積極的に参加し、地域住民が互いに支えあいながら、生き生きと安心して暮らせる地域づくりに努めます。
- ▶ 市民一人ひとりが防災に対する正しい知識を持ち、災害発生時には自らが考え、適切に行動する力を備えられるよう地域防災活動の促進に努めます。
- ▶ 地域との関係を豊かに持つ学校教育を目指し、子どもたちと高齢者が積極的に交流を図っていくことができるよう努めます。

② 行政活動の視点：「安心安全な地域づくりに取り組む」

- ▶ 市民が適切に医療機関で診察を受けることができる医療体制の確保に努めます。また、住み慣れた地域で安心して生活できるよう医療と介護の連携を図り、在宅医療の提供体制の整備に取り組めます。
- ▶ 消防および救急・救助体制を整えるために消防・救急車両、通信施設の整備に努めるとともに、火災予防対策の充実に取り組めます。
- ▶ 学校教育と生涯教育を地域社会の中で積極的に結びつけ、まちづくりについて様々なことを学んでいくことができる環境整備に取り組めます。

③ 協働の視点：「多様な地域づくり主体の横のつながりをつくる」

- ▶ 市民、近隣地域、ボランティア団体、民間事業者、行政が協働で、困難を抱えた人たちなど支援を必要とする人たちを地域ぐるみで支えられるよう努めます。
- ▶ 学区単位のまちづくりのあり方を重視し、地域住民が自分たちでできることを膨らませていくことができる環境の整備と支援を充実させ、地域自治の裾野を拓いていくことに努めます。

(3) 市域

① 市民活動の視点：「自分なりの関心に応じて地域活動に参加できる」

- ▶ 市民一人ひとりが、ごみの減量や資源ごみの分別、自然環境の保全などに取り組むことにより、快適な生活環境の維持や公衆衛生の改善に努めます。
- ▶ 市民や地域団体は、積極的に文化財や文化資産の保存と活用に取り組むことにより、ふるさと銚子の良さを再認識し、郷土に誇りと愛着を持ちながら、市民の主体的な参加による歴史や文化、観光の魅力発信に努めます。

② 行政活動の視点：「市民の生活環境の改善に取り組む」

- ▶ 道路、公園、住宅、上・下水道、ごみ処理施設など都市基盤の整備を計画的に進め、秩序ある市街地の形成や市民の生活環境の改善に取り組めます。
- ▶ 都市計画マスタープランに基づく、適正な土地利用、都市開発を進めるとともに、年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、誰にとっても使いや

すいユニバーサルデザイン¹⁴の視点に立って、歩行者を優先する生活道路づくりや交通安全対策の充実に努め、人にやさしいまちづくりに取り組みます。

③ 協働の視点：「立場を超えた交流・議論・実践を充実させていく」

- まちづくりのあり方について、テーマ別の円卓会議やワークショップなどを開催して活発な議論を繰り広げ、アイデアや事業の提案を積極的に行なっていきます。
- 民間シンクタンクを媒介しながら、各分野・団体・事業の積極的な横断・連携の可能性を探るとともに、個々の取組がまちづくり全体の中で生かされていくことを考えていきます。
- 地域通貨など地域の諸資源を共有・循環させていく媒体を本格的に稼働させていくことによって、市民生活に新たな活力をつくり出していきます。

(4) 広域連携

① 市民活動の視点：「行政区域にとらわれない市民・民間の連携を深める」

- 市民一人ひとりが、SNS¹⁵等を活用した銚子の魅力や地域資源の情報発信を行い、積極的なシティプロモーション活動に努めます。
- 市民活動の特性を生かし、行政区域にとらわれない市民間で交流を育みながら、広域的な課題の共有や連携のあり方を検討していきます。

② 行政活動の視点：「広域的視点に立ったまちづくりに取り組む」

- 銚子連絡道路、国道356号バイパスや広域営農団地農道の早期の整備促進に努め、成田空港、羽田空港、首都圏および北関東とのアクセス向上による企業活動の効率化・活性化、交通アクセス向上による観光業の活性化に取り組みます。
- 東総地区広域市町村圏事務組合が進めるごみ処理広域化事業は、広域ごみ焼却施設を野尻町地区に、広域最終処分場を森戸町地区に計画し、建設事業を進めます。
- 近隣市町と協議し、公共施設の相互利用を推進するとともに、医療、防災、観光振興、環境問題、公共交通の利便性向上など、市独自で対応することが困難な事業の広域連携に取り組みます。

③ 協働の視点：「市外の諸資源をまちづくりに積極的に生かしていく」

- 市内空家に関する情報の一元化やお試し住宅の活用によるお試し移住・二地域居住の促進など、先輩移住者を中心とした民間主導の移住者支援組織と連携し、移住を検討している人のライフスタイルに即したサポートに努めます。

¹⁴ ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍・老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設、製品、デザイン

¹⁵ SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスは、ウェブ上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスで、人と人とのつながりを促進・サポートする「コミュニティ型の会員制のサービス」と定義されるFacebook、Instagram、LINE、Twitterなどのサービスが代表格である

- ▶ 市内の事業者や各業界を市外の若者たちに開き、インターンシップ¹⁶からプロボノ¹⁷まで、その人材を積極的に受け入れていくことによって、諸資源に磨きをかけていきます。
- ▶ 市外からまちづくりサポーターを積極的に公募していくことによって、寄付をはじめ、まちづくりに生かせる資源を集めることを促進し、市内の諸資源がより一層生かされるまちづくりに努めます。
- ▶ 公民連携により運営している「銚子市国際交流協会」の事業によって、定住外国人の生活支援や地域に根差した国際交流の場を提供することにより、外国人住民が世界に向けて銚子の情報を発信するよう促します。

3. まちづくりの推進体制・リーディングプラン

(1) 推進体制

各種施策の推進に当たっては、「まちづくりの基本指針」を常に念頭に置き、既存の地域団体活動の充実、中間支援組織や行政による個別活動のつなぎ、地域づくり活動の「点」から「面」への展開など、地域づくり活動の環境整備に努めます。また、市においては、徹底した情報公開による市民への説明責任、市民提案を受け入れる体制を整備するとともに、補完行政の観点から市民・地域・民間にできることを踏まえた行政の役割を今一度検討した上で、施策の推進に当たります。

今後、以下の課題を本格的に検討しながら、必要性和実現可能性を踏まえて、推進体制の整備に努めていきます。

<地域づくり活動の環境整備>

- ① 既存の諸地域団体および新規の諸団体の個別活動の充実
- ② 地域づくり活動の点から面への展開
学区等を単位とする地域自治組織や異業種連携等を含むプロジェクト組織など、地域を面的についでいく体制の充実
- ③ 中間支援団体による個別活動のつなぎ
個別の取組がまちづくり全体において有機的なつながりを持っていくことができるための検討協議の場の創出

<行政活動の体制整備>

- ① 徹底した情報公開
市民への説明・問題提起・課題発信

¹⁶ インターンシップ：主に大学生などが特定の職の経験を積むために、企業や組織において労働に従事している期間。若い学生を受け入れることによる社内の活性化や学生の指導を通して若手社員のマネジメント力やリーダーシップを養うことなどを目的に実施されている

¹⁷ プロボノ：各分野の専門家が、職業上持っている知識・スキルや経験を生かして社会貢献するボランティア活動全般

オープンデータ¹⁸および市民提案

- ② 補完行政の観点から施策や事業のあり方を再検討
財政再建に向けた施策・事業の練り直し
市民・民間・地域にできることを踏まえた行政役割の見直し
- ③ 部署横断型事業の検討と実践
各種情報・地域情報の組織内共有・プロジェクトチーム
課題解決に即した事業の相乗性の検討と具現化
中間支援団体との新たな関係構築

(2) リーディングプラン

各種施策の推進・進行管理に当たっては、「諸ライフステージ」と「諸コミュニティ」を掛け合わせながら、様々な「つながり」を模索・検討し、多角的なまちづくりを展開していきます。

以下のフレームを用いながら、A～Pの視点において、すでに充実した取組ができているところから、まったく手がつけられていないところまでをあぶり出し、SWOT分析¹⁹を試みながら、いずれに比重を置いた施策・事業なのかを明らかにし、具体的なまちづくりの戦略を立てて推進していきます。

	家庭・近隣	学区・生活圏	市 域	広域連携
生まれる・育つ	A	B	C	D
学 ぶ	E	F	G	H
働 く	I	J	K	L
老いる・逝く	M	N	O	P

そのほか、各施策の効果を客観的に検証できるよう、基本計画に掲げる施策体系ごとに重要業績評価指標（K P I）²⁰を設定します。また、P D C Aサイクル²¹によって、K P Iと成果を比較分析し、改善する仕組みを構築します。

¹⁸ オープンデータ：著作権や特許などの制限なしで、誰でも利用・再掲載できるような形で入手可能な資料

¹⁹ SWOT分析：目標を達成するための意思決定の手法として、外部環境や内部環境を強み(Strengths)、弱み(Weaknesses)、機会(Opportunities)、脅威(Threats)の4つのカテゴリーで要因分析し、地域資源の最適活用を図る戦略のひとつ

²⁰ 重要業績評価指標（K P I）：Key Performance Indicator の略。施策の目標達成の度合いを測る指標

²¹ P D C Aサイクル：Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法

4. 中・長期の成長戦略

まちづくりを持続的に発展させていくためには、市民、地域団体、民間、行政などの「ちから」を徹底的に「つなぐ」努力が必要です。各々のまちづくりの「ちから」を知り、積極的に「つなぐ」ことにより、次に掲げる中・長期の成長戦略に取り組みます。

(1)首都圏の食料供給・流通基地機能の強化

本市の基幹産業である水産業、農業、食料品製造業などの異業種連携による地域資源の好循環を図るとともに、主に首都圏や海外への販路拡大を推進するため各産業の基盤整備、地場製品のブランド化・6次産業化を推進します。併せて、首都直下地震などにおける首都圏の食料バックアップ機能としての備蓄基地化を図ります。

(2)自然（再生可能）エネルギー産業の誘致促進

本市の強み（自然環境、気候）を最大限生かした新産業の誘致を促進するとともに、関連産業への波及による好循環を図ります。

(3)質の高い子育て支援と安全・安心な文教都市の形成

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な相談や切れ目のない支援をワンストップで行うため、子育て世代包括支援センター「すくサポ」を設置し、市民に密着した質の高い子育て支援を推進します。また、小学校から大学まで高い教育水準の維持・向上による人材育成、地（知）の拠点としての大学の機能強化、防犯、防災活動の取組推進による治安の維持・向上を図ります。

(4)自然、気候、風土、を生かした高齢者の移住促進

本市の強み、魅力を生かした高齢者の移住促進策（日本版CCRC構想²²）の検討を進めます。また、医療・介護・福祉の分野の新たな雇用創出を促進します。

(5)広域幹線道路網の開通による道路ネットワークの確立

銚子連絡道路や国道356号バイパスの早期の整備促進に努めます。成田空港や羽田空港、首都圏、北関東とのアクセス向上による企業活動の効率化・活性化を促進するとともに、交通アクセス向上による観光客の増加（観光業の活性化）を図ります。

²² 日本版CCRC構想：CCRCはContinuing Care Retirement Communityの略。東京圏をはじめとする高齢者が、自らの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療・介護が必要な時には継続的なケアを受けることができるような地域づくりを目指すもの

第3章 銚子市の将来像

1. 将来像

将来像は、銚子市が将来に向けて目指すべき「まちの姿」を示すものです。

基本構想におけるまちづくりの基本指針である「市民自治に基づく「わたしたち」のまちづくり」、「まちづくりの「ちから」、「つなぐ」まちづくり」に基づき、目標年度である2028年度に向けた将来像を次のように定めます。



2. 将来の目標人口

平成27年10月に策定した「銚子市人口ビジョン」による分析を踏まえ、2028年度の将来目標人口を次のように定めます。

2028年度 将来目標人口 54,700人

3. 土地利用

土地は、現在および将来にわたる限られた貴重な資源であり、住み、働き、学び、憩う人間活動の場を提供するものです。

生活、文化、産業面での潜在力をより高めていく方向で、自然環境の保全と地域にふさわしい開発との調和を基本とし、次の「基本方針」および「施策の方針」に基づき、人と自然が共生できる土地利用を進めます。

◆基本方針

まちの賑わいを育み、人や自然にやさしいコンパクトな
都市構造への展開と地域の特性を生かした土地利用の推進

◆施策の方針

- ①都市の賑わいと活力を創出する都市づくりの推進
- ②地域特性に応じた日常生活圏の土地利用の促進
- ③社会経済情勢やニーズに応じた土地利用への対応
- ④自然・観光資源の保全・活用